

子育て支援に関する取り組み 仕事と子育ての両立を実現するための行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間

2020年6月1日から2025年3月31日

2. 内 容

目標1 従業員が育児休業等を取得しやすい環境を整備し取得を促進する

<対策>

2020年6月～

- 女性従業員の育児休業等（※）取得率100%を維持するため、社内報等の活用による子育て支援に関する現行制度の理解度向上に向けた啓蒙活動をおこなう。
- 男性従業員の育児休業等の取得を促進するため、「仕事と育児・介護の両立支援ハンドブック」等を利用して育児休業等の取得に関する意識改革を促すとともに、制度等についても再周知し取得を促進する。
- 社内研修において男性従業員も育児休業等を取得できることを啓発し、取得を促進する。

※育児休業等には、失効する年次有給休暇を積み立てる積立年次有給休暇制度における育児目的使用を含む。

目標2 仕事と子育て等の両立を支援するための環境を整備する

<対策>

2020年6月～

- 仕事と子育て等について、様々な課題や価値観を持っている従業員同士がお互いを認め合い、皆が活躍できる社内風土・文化醸成のための研修を実施する。
- 男性従業員と女性従業員の相互理解のための情報を社内広報誌等を通じて周知する。

目標3 時間外労働・休日労働の削減および年次有給休暇の取得を促進する

<対策>

2020年6月～

- 時間外労働・休日労働が多い従業員を管理対象者として継続的に勤務状況の確認をおこなう。
- 各箇所にて年休取得奨励日を設定し休暇を取得しやすい環境を整備する。